

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○櫻田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。皆さん、夕刻遅い時間に本当にお疲れさまでございます。

私も、まさかもう一度この消費者契約法で質問の順番が回ってくるとは思ってもみませんでした。そして今回、大臣、謝罪をされました。今回のこの行為は、二つ致命的な間違いというか、してはならないことがあります。

一つは、委員会において、本会議答弁を削除するということをおっしゃったこと。そしてもう一つは、法文の解釈を、代表質問から委員会質問にかわるまでに変えてしまったこと。これは私は、許されるべきものではない。これでは、本会議答弁、そして委員会の質疑、成り立ちませんよ。私たちは、本会議答弁を聞いて委員会で質疑しているわけです。しかし、勝手に本会議で答えたことと委員会が答えたことと解釈を変えられてしま

つたら、私たちは今まで何の質疑をしてきたんでしょうか。今までの質疑、全部ペアになっているわけです。

私、これ、本当に謝罪だけで許されるのか。です。で、ちよつと聞いていきたいと思えます。

まず、確認ですけれども、大臣、二十一日に、黒岩委員に対してこのように御発言をされております。

申しわけございませんが、もとむら賢太郎議員に私の方からお答えをした五月十一日、衆議院の本会議の答弁につきまして、訂正をさせていただきます。と存じます。

今議員お読み上げいただきました、もう一度私の方からもそこだけ申し上げさせていただきますと、「勧誘の態様に特殊性があり、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者であつても、一般的には、」というふうに、そのまま続けていたわけですけれども、「勧誘の態様に特殊性があり、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者であつても、」というのを削除させていただきます。と、その上で、最初から申し上げますと、「例えば、靈感商法等の悪徳事業者による消費者被害については、若年者であれば一般的には、」というふうに続けさせていたのだと思います。「勧誘の態様に特殊性があり、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者であつても、」というところ、約三行ぐらいを削除させていただきます。

最初からもう一度申し上げますと、「例えば、靈感商法等の悪徳事業者による消費者被害につ

いては、若年者であれば一般的には、本要件に該当するものと考えます。」

「また、若年者でない場合でも民法により救済されることがあります。」これは追加をさせていただきます。と思えます。

ということでありませう。

つまり、本会議で広げた要件を、委員会では要件を狭めたわけですよ、靈感商法。今までは、靈感商法であれば、大丈夫ですよ、若年者でなくても本要件に該当すると言っていたものを、委員会では、若年者であればオーケーだけれども、若年者でない場合は民法により救済される、これ、全然違う答弁をされているわけです。

これが原因で、私も、前々回の質問でも大混乱になって、そして前回の質問でも指摘をさせていただいたわけです。

勝手に代表質問の答弁から法文解釈を変えて、委員会の質疑時間中、修正答弁で答え続けたこと、これは立法府を欺く行為であり、私は怒りを感じております。一体、国会を何だと思っているんですか。国会を、立法府を、一行政府が解釈を勝手に変えて、ないがしろにしている。私、これは許されない行為だと思います。

大臣、何を今謝罪されたんですか。何を不適切だと思われたんですか。お答えください。

○福井国務大臣 一昨日の本委員会におきまして、私は、黒岩委員からの御質問に対しまして、内容が不適切な手持ち資料をほぼ読み上げる形で、今月十一日の衆議院本会議における答弁を訂正するという趣旨の答弁を行ったわけでございます。こ

の点に関しまして、真摯におわびを申し上げる次第でございます。

先ほど、この答弁は全て撤回をさせていただいたところでございますけれども、今後は、委員会における質疑に臨むに当たっては、消費者庁に対し十分な準備を行わせつつ、私自身も、答弁内容をしっかりと確認して、万全を期してまいりたいと存じます。

今委員御指摘の、委員会において本会議の答弁を訂正する、修正するといういわば試み、そして、法文の解釈を勝手に審議の途中で変えてしまうというふうな解釈される試みについて、全く許されざるということのはおっしゃるとおりだということに考えております。

いずれにしても、先ほど、この答弁、先生がおっしゃいました、読んでいただきました答弁は全て撤回をさせていただきますと思います。

**○尾辻委員** これが起こった経緯についてお聞きしたいんですけども、皆様のお手元にも配付させていただきました。これは、消費者庁が、恐らく、もとむら委員に対して配った資料であると思われまます。「大臣本会議答弁の修正について」ということで書いてあります。

これは、何で答弁が変わったのかということですが、この経緯の二つ目に書いているわけですね。先日の衆議院消費者問題特別委員会の参考人質疑等を通じて、社会生活上の経験が乏しいという要件について、相談現場で無用な議論が生ずるおそれがあること等から、解釈を明確にするべきであるという趣旨の意見があったということです。

これは、誰のどのような発言をもとに修正しようと思っただけですか。

**○川口政府参考人** お答え申し上げます。

まず、御指摘の資料でございますが、これは消費者庁の内部で作成したものでございますので、私の責任がございません。

その上で、このペーパーの趣旨、きっかけでございますけれども、当委員会における参考人質疑がまずございました。その中で、河上参考人あるいは野々山参考人の方から、特に、社会生活上の経験に乏しいということについての要件を念頭に置いたものと思われる幾つかの御指摘がございました。これにつきまして、一般的に、拡張解釈、類推解釈は許されるし、あり得るけれども、委員会等での審議においては、それを安易に前提にして、それで御議論いただく、政府が答弁するといふのは適切ではないのではないかという趣旨と受けとめをいたしました。そういう問題がないかどうかということとは、点検をするという作業をしたわけでございます。

以上でございます。

**○尾辻委員** 参考人質疑で、あのお二人の参考人は、「社会生活上の経験が乏しいことから」というのは削除した方がいいというような話であって、相談現場で無用な議論が生ずるおそれとおっしゃっていますか。

**○川口政府参考人** 相談現場については、こういうふうな御指摘がございました。

相談現場で一番問題となるのは、恐らく、新たな論点になるということでありまます。社会生活上

の経験が乏しいことがあるかというのが、相談現場で解決するときに、事業者の方から、そういう反論というんですか、そういうものが出てきて、それが、今おっしゃるように、文理上だけでなく、非常に曖昧な広い要件になっていき、解釈が非常に広がっているもの、これが相談現場で議論になってしまふ、そういう御指摘がございました。

これは、特定の要件、ものに限った話ではないかと思ひます。裁判とは別に、相談現場ということもございませぬので、明確な解釈ができるものというものを一般的に求めたものというふうに理解をしております。

**○尾辻委員** いや、そこだけ切り取って、結局、解釈を変えているわけじゃないですか。

参考人がおっしゃっていたのは、社会生活上の経験が乏しいという要件が、これによって救済される人が狭められてしまふよ、だから、やはりこれは削除した方がいいんじゃないのというのが、私は参考人の大意だったと思ひます。

それで、三つ目の丸でいきますと、これを踏まえて、消費者庁においては、内閣法制局とも相談をしたということで、解釈の整理を行ったということになっております。

参考人質疑は十五日の火曜日です。委員会質問は十七日の木曜日。ということとは、十六日水曜日のわずか一日で、内閣法制局と相談をして、解釈変更をしたんですか。

**○川口政府参考人** お答え申し上げます。

まず申し上げたいことは、解釈変更をしたということではございません。答弁が幾つかございま

すので、それについて分析をいたしましたして、明確になつていないという点がないかということ整理をしたという点でございます。これは、整理をしたというのは、内部の作業として整理をしたということでございますので、ペーパーについても、内部作業のペーパーでございます。

**○尾辻委員** じゃ、何で内部作業のペーパーがもとむら委員のもとに来るわけですか。答えていただいて、それと、だから、十六日に内閣法制局と相談したんですか。

**○川口政府参考人** 日付につきましては、ちよつと今直ちに確認ができません。ペーパーを策定するという前に、参考人質疑の後、御相談をしつつ、私どもは、これまで御相談もしつつ策定をしておりますので、それとの整合性などございますので、まず相談をしたということでございます。

ただ、いずれにせよ、このペーパーについては不適切なものでございますので、当委員会の一委員のところにお持ちしたということにつきまして是不適切なことでございますので、大臣答弁の撤回とともに、事務方としても、このペーパーについては撤回をさせていただきたいというふうに思っております。

**○尾辻委員** 時系列で言いますと、参考人質疑は五月十五日火曜日のわけです。委員会の質問が始まるのが十七日木曜日のわけですね。これはわずか二日なわけですよ。それも中一日。閣法で出された法案が、わずか一日で解釈が変わる、そして、参考人質疑で誰かが言ったからという理由。私たちが誰も知らなかったわけですよ、これ。こうい

うことは本当に許されるんですか。

ちなみに、この変更は、お聞きしますけれども、あかま内閣府副大臣と山下大臣政務官もお知りだったんでしょか、いつ知ったんですか。

**○あかま副大臣** 私、この資料、また一連の経緯については存じ上げませんでした。

**○山下（雄）大臣政務官** 私においても、事前には知らず、この委員会のやりとりの中で知ったわけでございます。

**○尾辻委員** いや、もうびっくりしたんですけれども。こんな一番大事な、代表質問でも、みんなが、「社会生活上の経験が乏しいことから」という要件は大丈夫かといつて、そして、その一番肝の部分の解釈変更をしたことを副大臣も政務官も知らない。では、一体誰と誰が知っていたんですか。お答えください。

**○川口政府参考人** お答え申し上げます。まず、解釈変更をしたというつもりはございません。

答弁の整理をして、できる限り明確にお答えすべく、十七日の御通告をいただきましたので、御通告に備え、答弁資料の準備をいたしました。その中で、できるだけ明確にお答えできるようにという努力をした過程において作成をしたということもでございます。答弁の変更をしたということもございませんので、内部の資料ということもでございます。

答弁自体は、別途、答弁資料ということで用意をして、御準備をしたということでございます。

**○尾辻委員** 誰までこれを知っていたかという質

問に答えていただいていないですが。

**○川口政府参考人** この資料自体は、私、作成したのを見ておりました。

この資料は内部の資料でございますので、大臣、副大臣、政務官等に御説明する資料という意味では、答弁資料、御通告いただいたものについての答え方、そういうレベルで議論をいたしますので、このペーパー自体については内部資料ということ……（尾辻委員「一体誰が知っていたんですか」と呼ぶ）資料ということでは、私は見ておりませんでした。

ただ、これについて、政務への御説明というのはほとんどなかったということでございます。

**○尾辻委員** いや、本当にこれはこのまま消費者契約法の質疑をしていいんですか。こんな大事な答弁を副大臣も政務官も知らない。それで、私たちも誰も知らないまま、整理、言葉で言う整理された。

私、もうこれ以上何の質問をしていいかわからないのですけれども。きょう質問して答えていただいたことが、では、あしたになったら、整理して変わりましたということがあるわけですよ、本会議の答弁を変えているんですから。

これは、誰もとめなかったんですか、こんなことはしちやいけないって。

**○川口政府参考人** お答えいたします。

答弁を変更したものではありませんで、これは、内部の資料として、作業として作成したものとということでございます。答弁資料につきましては、個々の先生方の御答弁の、通告状況に合わ

せて……（発言する者あり）

○櫻田委員長 御静粛にお願いします。

○川口政府参考人 この資料は内部資料でございます。まして、先生方の当委員会での御審議につきまして、別途、答弁ぶりを検討し、御相談をして委員会に臨んだということでございます。当委員会でのその前段階の作業として内部で作成した資料ということでございます。

○尾辻委員 私、二十一日も質問させていただいていますけれども、篠原委員に対しては、この新しい言い方で、靈感商法については引きこもりしか無理ですよというふうに明確にお答えいただいているんですよ。

その前の代表質問のときは、例えば、濱村委員に対しても、ちゃんと、勧誘の態様に特殊性があり、積み重ねてきた社会生活上の経験による対応が困難な事例では、高齢者でも、本要件に該当し、救済され得るものがございますということで、答弁が変わっているんです。答弁が変わっているんですよ。

だから、今、内部資料だ、内部資料だと言われても、これは私は納得できないわけです。

ちよっと済みません、一度理事会で協議をいただきましたんですよ。これ、質疑を継続できません。本会議と一般質問で解釈が変わって、それで、誰も知らないままにここまで来ているんですよ。みんな質問しているのに、この質問が全部パアになっているんですよ。ちよっと理事会で協議をいただけませんか。

○櫻田委員長 いや、筆頭間で協議してください。

運営については筆頭間で。（尾辻委員「速記をとめていただけませんか」と呼ぶ）

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○櫻田委員長 速記を起こしてください。

川口次長。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど大臣が御答弁申し上げて、答弁の撤回をさせていただいたわけでございます。それと一緒にこの資料についても撤回させていただいたという理解でございます。

○尾辻委員 私たち委員に対して、解釈を本会議と委員会を変えましたよね。こんなことをしたら、これ、委員会、成り立ちませんよ。そのことについてどう思うか。私は、もうこれ以上質問を続けられませんよ、信頼関係が壊れているんですから。きょう質問したことを答えられても、またあした整理しましたと言われたら、どうするんですか。これをどうやって担保するんですか。

○川口政府参考人 申しわけございません。

このペーパーの中にあることと、それから実際にきょういろいろ御質問があるわけですが、御質問はいろいろな角度からされるわけでございます。本会議答弁だけではわからないということ、趣旨を更に御質問があるわけでございます。それに私ども、大臣、場合によっては参考人、政府参考人が補足的に御説明をするわけでございますが、その答弁自体をお聞きいただいて御判断いただければというふうに思います。

いずれにせよ、このペーパーは内部のペーパー

でございます。これは撤回されているというふうに理解をしているところでございます。

○尾辻委員 というところで、私は、質問を全部やり直さなければいけないわけです、前回聞いたところが、答弁、変わってしまったわけですから。

だから、今から全部聞きますよ、私。仕方がありません。

ですから、まず靈感商法を聞きませけれども、靈感商法は、これは若年者以外にも、このように、勧誘の態様に特殊性があり、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者であっても、これは一般的な経験ということではないわけです。救済することができ、取消権がある、これです。いいですか。

○福井国務大臣 社会生活上の経験が乏しいという要件は、もう一度整理をさせていただきますと、当該消費者における社会生活上の経験の積み重ねが、一般に、消費者契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないことを意味するものがございます。

そして、前回も委員の御質問にございましたように、高齢者の消費者であっても、就労経験等がなく、外出することもめったにない、他者との交流がほとんどないなど、社会生活上の経験が乏しいと認められる場合については本要件に該当し得る。

これに限らず、ほかにもあると思いますけれども、いずれにしても、高齢者を年齢によって排除するものではないというところでございます。

○尾辻委員 大臣、これ、前回と答えが変わって

いないんですよ。この答弁が変わったら、その答弁も変わるはずなんですよ。だから、外出や他者との交流がほとんどないという条件付の高齢者、これは撤回しなきゃいけないんですよ、この答弁によると。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

社会生活上の経験が乏しいということにつきましては、年齢上の、年齢による制限がないということでございます。その結果、全てが当たるということ、高齢者も当たり得るということでございます。まして、当たり得る例として申し上げ、大臣が今御答弁しているわけですので、これは当たりますかということであれば、当たり得ますということですが、ただ、それ以外にあるか、それ以外はありませんとということになりますと、極めて限定的ということですが、それ以外にもあり得るといふことで大臣から今申し上げたということだと思います。

そういうことで、その趣旨で御説明しておりますので、これだけに限定されているということではないということ、御説明をしたということでございます。

○尾辻委員 確認します。

ですから、靈感商法については若年者以外も救われるか救われないか、お答えください。

○川口政府参考人 靈感商法について、若年者以外の場合についても、社会生活上の経験が乏しいことから、過度に不安を持ち、あと、こう要件がございまして、これを満たす場合には、救われ、取消しができるというふうに理解しております。

○尾辻委員 最初からそうお答えください。

次に、デイト商法。私、五月十七日に聞きまして、たけれども、どのような要件を満たしたら「社会生活上の経験が乏しいことから」ということにならるかということ、政府答弁を求めたところ、総合的に判断するが、この場合は、特に結婚等の人間関係形成に係る経験を考慮すると答弁されました。

つまり、総合的に判断する。すなわち、勧誘の態様などとの関係により、個々の事案ごと、救済されるべき者は救済される。つまり、デイト商法、私が聞いたときは、二十代だけだよ、三十代からこっちの残りの半分は救われないということでありましたけれども、これは個々に判断するといふふうに答弁を変えたいということ、よろしいですか。

○福井国務大臣 社会生活上の経験とは、デイト商法の場合、社会生活上の出来事を実際に見たり、聞いたり、行ったりすることで積み重ねられる経験全般をいふものと考えてございます。

したがって、個別の経験の有無をもとに判断するものではなくて、過去にデイト商法の被害を受けたことがなかったとか、そのような商法の被害に遭った等の経験は、社会生活上の経験が乏しいか否かの判断において考慮されるものではないという、前回と同じでございます。（尾辻委員「前回と同じ」と呼ぶ）前回と同じ。（尾辻委員「えっ。もう、また大混乱ですよ。もう議論にならないですよ」と呼ぶ）

○川口政府参考人 整理させていただきます。申しわけございません。

まず、確認させていただきます。社会生活上の経験が乏しいということが基本によって定めるものではないということが基本でございます。この要件は、一般的に、当該消費者における社会生活上の経験の積み重ねが、一般に、消費者契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないということの意味する、これは一般的に当てはまるわけでございます。

したがって、これは総じて経験の積み重ねが少ない方には、若者が多いわけですが、若年者には適用には支障がございません。ただ、御質問の若年者でない場合であっても、社会生活上の経験の積み重ねにおいてこれと同視すべきものは本件に該当し得るといふこと、でございます。いずれにせよ、これは年齢によって定まるものではないという解釈でございます。

いろいろ個別事例で御指摘がございますが、多くの場合、個別事例といいますが、その先に、いろいろ個別事例がございますので、個別事情がございまして。なかなかお答えしにくい、ただ、これは入りますということ、これは例として申し上げていくわけでございます。それ以外はないということではございません。そういう趣旨はこれからも明らかにしていきたいというふうに思っております。

○尾辻委員 それで、前回、私、ジャパンプライムの例をとって、ひとり暮らしの高齢者に親切に近づいてくる、病院に一緒に連れていく、こういうことで、これは親切にしようというふうなことで、好意をこうして持つてしまう。そこから、返報性ですね、せっかく親切にしてくれたからというこ

とで巧みにいろいろなものを買わされるということがありましたけれども、今回の第四条第三項第四号で、取消権、ここには含まれてくるんでしようか、今後。この解釈が変わりましたから。

○川口政府参考人 御質問いただきましたジャパソライフの事例、いろいろな個別ケースがございます。私どももお聞きしております。

ですから、ケース・バイ・ケースということでございますが、四号で読み得る場合があるかどうかというふうに思います。

○尾辻委員 今回、やはり、「社会生活上の経験が乏しいことから」ということが入った、そしてこの解釈が本会議と委員会が変わってしまったがゆえに、私ももう一度同じことを聞かなければいけなくなつたわけですね。

私、ちよつとこれ、やはりもう一回整理していただいて、これは審議をやり直した方がいいと思うんですよ。こんなぐちゃぐちゃのままでは本当についている消費者の方や、そして消費者団体の方や日弁連の方々、この答えでわかるんですかね。一体、どれが本当の答えなのか。もう私、全然わからなくなっているんですけれども。

○櫻田委員長 川口次長、簡潔にお願いします、時間が経過しておりますので。

○川口政府参考人 まとめて御説明します。

この社会生活上の経験が乏しいという要件は、当該消費者における消費生活上の経験の積み重ねが、一般に、消費者契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないと

いうことを意味するものでございます。

したがって、総じて社会生活上の経験の積み重ねが少ない若年者への適用には支障がなく、また、消費者が若年者でない場合であっても、社会生活上の経験の積み重ねにおいてこれと同視すべきものは本要件に該当し得る、こういう解釈でございます。

個別の御質問があれば、これに沿って判断をしていくということで御説明をしていきたいと思っております。

○櫻田委員長 尾辻かな子君、簡潔にお願いします。

○尾辻委員 はい。

聞いてきましたけれども、やはり私、今回のことは許せないと思うんですよ。特に私は四十分、四十分で一時間二十分も質問してきて、それが本会議答弁と解釈が変わったことで全くチャラになつてしまった。こんなことが許されることはないと思いますよ。私はもう一度審議をやり直すというのを強くお願い申し上げ、私の質問したいと思います。

ありがとうございます。